

第76回 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会

日時 令和4年3月24日(木)
13時30分から15時まで
会場 横浜市役所18階会議室
※オンライン併用

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 令和4年度一般廃棄物処理実施計画の策定について (資料1-1～1-3)

3 報告事項

- (1) 諮問を受けて設置した小委員会における検討状況について (資料2)
- (2) 我が国のプラスチック対策について (資料3)
- (3) 保土ヶ谷工場再整備について (資料4)

4 その他配布資料

- (1) 令和3年度主な記者発表資料 (資料5)

横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

令和4年3月10日現在

氏名	役職
おおいし みなこ 大石 美奈子	日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会副会長
おおさこ まさひろ 大迫 政浩	国立環境研究所 資源循環領域 領域長
おおもり のぞむ 大森 望	神奈川県弁護士会 弁護士
おのだ ひろし 小野田 弘士	早稲田大学理工学術院大学院 環境・エネルギー研究科 教授
さきた ゆうこ 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
さとう あけみ 佐藤 明美	南区環境事業推進委員連絡協議会 副会長
しのき みきこ 篠木 幹子	中央大学 総合政策学部教授
たけうち とく なお 武内 得真	日本チェーンストア協会 関東支部 事務局長
のむら のりひこ 野村 宜彦	横浜商工会議所 専務理事
ほり いさお 堀 功生	横浜市町内会連合会 (保土ヶ谷区連合町内会長連絡会会長)
ほんだ ひろと 本多 寛人	消費生活推進員戸塚区代表
もらい とみこ 桃井 富子	港北3R夢サポーター 会長

横浜市一般廃棄物処理実施計画(案)

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 ごみ処理実施計画

(1) 処理計画量

ごみと資源の総量（家庭系・事業系のごみ量と資源化量の合計）：約118.3万トン

(2) 事業の方向性

ア 安定したごみ処理

(ア) コロナ禍にあっても、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、ごみの収集・運搬・処理・処分を確実に実施する。

(イ) 高齢化が進む中、ふれあい収集や粗大ごみ持ち出し収集等を着実に実施する。

イ 保土ヶ谷工場の再整備と将来を見据えた施設整備

(ア) ごみ処理を安定的に継続するため、休止中の保土ヶ谷工場の再整備に着手する。

(イ) 将来を見据え、老朽化した廃棄物処理施設の整備に向けた検討を進める。

ウ 廃棄物分野における脱炭素化の推進

(ア) 「環境にやさしいエネルギー（電気）」を市内事業者や公共施設へ供給し、市域の脱炭素化を推進する。

(イ) ごみ焼却工場の排ガスから二酸化炭素を分離・回収し利

用する実証試験を開始するとともに、ごみ焼却工場で発生した蒸気を熱エネルギーとして新たに地域利用するための技術検討を進める。

- (ウ) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、プラスチック対策をさらに推進する。

(3) 主な事業内容

ア 資源循環管理

(ア) 減量・リサイクル推進

a 3Rの推進

3Rを推進し、環境負荷を低減するライフスタイルへの転換を図るため、広報啓発、イベント等を通じて、市民・事業者の実践行動を推進する。また、対象者に合わせてパンフレット・SNS等を活用した啓発を行い、ごみの減量や分別率の向上につなげるとともに、小学4年生を対象にした副読本や、小・中学生を対象にしたポスターコンクールを実施し、子どもたちの環境学習につなげる。

b 分別・リサイクルの推進

(a) 分別・リサイクル推進事業

分別収集したプラスチック製容器包装やスプレー缶、ガラス・陶磁器類等の燃えないごみの中間処理・資源化委託を実施する。

(b) 資源選別施設管理運営事業等

分別収集した缶・びん・ペットボトルを、缶はアルミ缶・スチール缶、びんは無色・茶色・その他の色、ペットボトルに選別し、民間事業者に引き渡し資源化する。また、施設の老朽化に伴い、資源選別施設の更新計画を検討する。

c 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組

(a) 発生抑制等推進事業

市民・事業者との連携により、プラスチックごみの発生抑制や分別・リサイクルを推進する。また、食品ロスの削減に向け、国際機関や事業者等と連携した取組や家庭での実践に役立つ情報発信等を行うとともに、「土壌混合法」による生ごみ減量化を推進する。

(b) 環境事業推進委員等事業

環境事業推進委員を委嘱し、3R行動の推進やまちの美化に地域と連携して取り組む。また、様々な環境行動により「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体を表彰することで、地域社会への定着を図

る。

(c) 資源集団回収促進事業

地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により、古紙・古布等を資源化する。また、資源集団回収の促進と安定のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付する。

d 事業系ごみの適正処理・減量化の推進

(a) 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等

「食べきり協力店」や「食の3Rきら星活動賞」を通じ、食品ロス削減の取組を進める。また、3R活動の促進のため、大規模事業所等への立入調査や「3R活動優良事業所」の認定を行うとともに、横浜市役所も一事業者として率先して3R活動に取り組む。

(b) 事業系ごみ適正搬入推進事業等

ごみ焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物等の不適正搬入を防止する。また、一般廃棄物処理業許可業者への立入調査、関係法令や交通安全の講習会等により適正処理を推進する。

e 国際協力事業

各国が抱えている廃棄物に関する課題の解決に向け、国やJICA等と連携して支援を行う。

(イ) 事務所

a 事務所等運営

収集事務所等の維持管理を行う。

b 事務所等整備補修

収集事務所等の整備・補修を進める。

c 港南事務所再整備事業

港南事務所の建設工事を行い、竣工後は速やかに移転する。

(ロ) 車両管理

a 車両維持管理等

ごみの収集運搬業務で使用する車両等の維持管理や燃料の調達等を行う。

b 車両調達

ごみの収集運搬業務で使用する車両等を調達する。

イ 適正処理

(ア) 適正処理総務

a 家庭ごみの収集運搬

(a) 家庭ごみ収集運搬業務委託事業

プラスチック製容器包装及び缶・びん・ペットボトル

ルの収集運搬業務を、民間事業者へ委託し実施する。

(b) 中継輸送業務委託等

家庭ごみ収集運搬業務の効率化やごみ焼却工場の安定稼働を支える中継輸送施設の管理運營業務等を民間事業者等へ委託し実施する。

(c) 粗大ごみ処理事業

粗大ごみの受付業務及び収集業務等を、民間事業者等へ委託し実施する。

(d) 適正処理総務管理等

集積場所の改善を行うとともに、ふれあい収集やいわゆる「ごみ屋敷」の解消など、ごみの排出支援を行う。

b きれいなまち横浜の推進

(a) クリーンタウン横浜事業

喫煙禁止地区の巡回指導を行うとともに、歩きたばこ防止や喫煙マナー向上に取り組む。また、駅周辺などにおける清掃活動・美化活動に取り組む企業や団体を支援し、地域や市民・事業者と連携した美化活動を展開する。

(b) 不法投棄等対策事業

夜間監視パトロールの実施や不法投棄された廃家電の撤去及びリサイクル処理を行うほか、放置自動車の撤去及び処理を行う。

(イ) 工場

a ごみ焼却工場の管理・運営

(a) 工場運営等

ごみの焼却処理に必要な薬品の購入や焼却灰の運搬業務委託等を行う。また、工場で創出した電力等を売却し、財源を確保する。

(b) 工場補修等

ごみ焼却工場のプラント設備等の補修や整備を行う。

(c) 「Zero Carbon Yokohama」実現に向けた取組

ごみ焼却工場で作られる環境にやさしいエネルギーの地産地消や、ごみ焼却工場の排ガスから二酸化炭素を分離・回収し利用する技術開発など、脱炭素化に向けた取組を民間事業者と連携して進める。

b 鶴見工場長寿命化対策事業

焼却炉のプラント工事やクレーン制御装置工事などを行う。

- c 保土ヶ谷工場再整備事業
事業者公募に向けた基本設計、環境影響調査及び土壌汚染調査を行う。また、中継輸送施設の設計及び一部の既存建物の解体を行う。
 - d 焼却灰資源化事業
焼却灰の資源化を、民間事業者へ委託し実施する。
 - e 工場環境保全調査等
環境法令等に基づき、排出ガスや排水等の有害物質の調査を行う。また、ごみの組成調査を実施する。
 - f 港南工場跡地活用事業
済生会横浜市南部病院の移転・再整備のため、崖地対策工事を実施する。また、既存建物解体設計の経費負担を行う。
- (ウ) 処分地
- a 最終処分場の管理・運営
 - (a) 南本牧最終処分場の管理・運営
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の管理・運営を行う。また、南本牧最終処分場の水質の変化に合わせて、排水処理施設を計画的に整備する。
 - (b) 埋立てを終了した最終処分場の管理・運営
埋立てを終了した最終処分場の排水処理施設や神明台処分地スポーツ施設の管理・運営等を行う。
 - b 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周護岸等の負担金を支出する。
 - c 処分地環境保全調査
環境法令等に基づき、排水や汚泥等の有害物質等の調査、周辺環境に対する影響調査を実施する。
- (エ) 産業廃棄物対策
- a 産業廃棄物の適正処理
 - (a) 排出事業者指導等
産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・許可業者への立入調査や多量排出事業者への指導を実施する。また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図る。
 - (b) 不適正処理監視・指導強化事業
産業廃棄物の不適正処理に対し迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して監視・指導を実施する。

(c) P C B 適正処理推進

P C B 廃棄物の把握漏れを防ぐため、市内事業者へ広報や掘り起こし調査を実施する。また、事業者が保管している P C B 廃棄物が処分期間内に処理されるよう、訪問等により早期の対応を促す。

b 南本牧最終処分場埋立事業等

市内中小企業等の産業廃棄物の受入れを行い、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の管理・運営に要する経費を支出する。

c 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業

公共水域の汚染の拡散を防止するため、処分場内外に設置している井戸で汚水をくみ上げ、排水処理施設で浄化し、下水道に放流する。行政代執行に要した費用については、引き続き、原因者へ費用求償を行う。

(4) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 分別の区分と排出・収集運搬方法

(ア) 家庭ごみ

a 行政回収

(a) 燃やすごみ、燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、小さな金属類、粗大ごみ

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	燃やすごみ	この表の2から8までの項及び3(4)イ(ア) a (b)古紙及び古布に属さないもの	集積場所（集積場所を利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に	週2回、集積場にて収集（燃やすごみの日に収集。）。
2	燃えないごみ	ガラス製品、陶磁器製品、その他焼却しないもの（この表の6項及び8項に該当するものを除く。）及び蛍光灯、電球	申し出て、市が収集可能であると確認した場所のみとする。）ごと	購入時の箱や新聞紙などで包み、製品名を表示して排出。

3	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶（カートリッジ式ガボンベを含む。）	に指定された曜日の朝8時までに排出。（※1）（※2	中身を出し切り、透明又は半透明の袋で排出。	
4	乾電池	一次電池のうち、マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ニッケル系一次電池、リチウム電池)	透明又は半透明の袋で排出。	
5	プラスチック製容器包装（※3）	商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの（この表の6項のペットボトルを除く。）であつて、次に掲げるもの (1) 箱及びケース (2) 瓶 (3) たる及びおけ (4) カップ形の容器及びコップ (5) 皿 (6) くぼみを有するシート状の容器 (7) チューブ状の容器 (8) 袋 (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器 (10) 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (11) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への		中身を残さぬよう容器を軽くすくすく又はふいて、透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れのふた付きの容器で排出。	週1回、集積場所に集めて収集（プラスチック製容器包装の日収集）。（※1）

		<p>接着等がされ、当 該容器の一部とし て使用される容器 (12) 包装</p>		
6	缶・び ん・ペ ットボ トル	<p>商品の容器のうち、 缶：鋼製又はアルミ ニウム製の缶（カッ プ形のもので、飲食品 （飲み薬を含む。以 下「飲食品」という 。）が充てんされた もの びん：主としてガラ ス製の①瓶、②カッ プ形の容器及びコッ プ、③皿、④①～③ に準ずる構造・形状 等を有する容器であ って、飲食品が充て んされたもの ペットボトル：主と してポリエチレンテ レフタレート製の瓶 又はそれに準ずる構 造・形状等をも有す る容器であって、飲 料、しょうゆ、しょう ゆ加工品、みりん風 味料、食酢、調味 酢又はドレッシング タイプ調味料が充 てんされたもの</p>	<p>ふた（缶は ふたと本 が分離し 場合に限 。）やは ルはは て中を すすぎ ・びん ぶさ ット はつ 缶・び ん・ペ ットボ トルを 透明若 は袋、 透明若 に入れ 付き容 排出。</p>	<p>週1回 、集積 場所に て収集 （缶・ びん・ ペット ボトル の日に 収集） 。（※ 1）</p>

7	小さな金属類	主として金属でできているもの（以下「金属製」という。）で、一辺が30センチメートル未満のもの（この表の3項及び6項に該当するものを除く。）及びかさの骨	袋に入れずに排出（ただし、細かくて散乱するおそれのあるものは透明又は半透明の袋に入れる。刃物等危険なものは新聞紙などで包み製品名を表示して排出。）。	
8	粗大ごみ	金属製のもので、一辺が30センチメートル以上のもの及び金属製以外で50センチメートル以上のもの（かさの骨、蛍光灯、この表の5項に該当するもの、3(4)イ(ア) a (b) 古紙及び古布に該当するものを除く。）	次のいずれかの方法による。 (1) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）を貼付して、指定された日の朝8時まで指定された場所へ排出。 (2) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）を貼付して、排出者自らが3(4)エに定める搬入先に搬入。	申込みの際に指定した日及び場所以て収集。

※ 1 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取り決めによる。

※ 2 集積場所への排出のほか、排出者自らが、ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所（北部事務所を除く。）に申し込み、1項は3(5)ア(ア)に定める施設のうち燃やすごみの区分に対応した施設、2項（蛍光灯及び電球を除く。）は南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入することができる。

また、この表の2から7までの項については、排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町745番地の45）及び栄ストックヤード（栄区上郷町1,570番地の1）へ持ち込むことができる。

※3 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトル以外のもの。）のこと（ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やすごみ」として排出。）。

(b) 古紙及び古布

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙（新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙） （汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石けんの個別包装紙は除く。）	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を種類ごとにまとめ、ひもでしばって排出（その他の紙で大きさの揃わないものや、細かいものは、紙袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出。） （※4）	指定した日時及び場所にて収集。 （※5）
2	古布	主として繊維でできている製品（衣類、シーツ、毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケット、布団カバー（汚れや破れのあるもの、綿入りのものは除く。））	透明又は半透明の袋で排出。（※4）	指定した日時及び場所にて収集。 （※5）

※4 排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山

町 745 番地の 45) 及び栄ストックヤード (栄区上郷町 1,570 番地の 1) へ持ち込むことができる。また、段ボールを除き、排出者自らが、各地域に設置されている資源回収ボックスに持ち込むことができる。

※ 5 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取り決めによる。

(c) 小型家電及び水銀式の体温計・血圧計・温度計

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	小型家電	電気、電池で作動する製品 (蛍光灯、電球を除く、30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートル未満の製品に限る。)	電池類を取り外し、区役所や資源循環局事務所等に設置されている専用の回収ボックスへ排出。また、金属製の製品は 3 (4) イ (7) a (a) 7 項小さな金属類として、その他の製品は 3 (4) イ (7) a (a) 1 項燃やすごみとしても排出できる (パーソナルコンピューターを除く。) 。	適宜収集
2	水銀式の体温計・血圧計・温度計	水銀式の体温計・血圧計・温度計 (割れているものを除く。)	購入時のケースや透明又は半透明の袋に入れて、区役所や資源循環局事務所の受付窓口または設置されている専用の回収ボックスへ排出。また、 3 (4) イ (7) a (a) 2 項燃えないごみとしても排出できる。	適宜収集

b 資源集団回収

品目	排出方法	収集運搬方法
(1) 古紙類 (新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙)	登録団体と登録業者との契約による。	登録団体と登録業者との契約による。 (※ 6)
(2) 布類		
(3) 金属類 (アルミ缶・スチール缶 (食料用・		

飲料用)) (4) びん類		
-------------------	--	--

※ 6 自然災害等の事情によりやむを得ない場合又はその他市長が必要と認める場合には、市長が収集を行うことができる。

(イ) 事業系ごみ（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物）

	分別の区分		排出場所	排出方法	収集運搬方法
		説明			
1	資源化可能な古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー（名刺、封筒、葉書、メモ用紙、付せん紙等の細かな紙類、包装紙、紙袋、菓子箱、割り箸袋、シュレッダー紙など。）（資源化に適さない可能性のあるものは除く。）	次のいずれかとする。 (1) 排出事業者自らが運搬する場合は、分別の区分に応じて、3(5)イに記載された施設まで運搬し排出。 (2) 当該事業活動を行う敷地内に排出（3(4)イ(ア)行政回収の「排出方法	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパーを品目ごとに分別し排出。	排出事業者自らが運搬又は法第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（以下「専ら物」という。）の収集運搬する業者若しくは排出事業者の委託を受けた本市の一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬。

2	資源化可能な紙以外	この表の1の分別属のもの（記載された廃棄物を除く。）	」欄において排出場所と使用される場所を（）。	産業廃棄物を混入せずに、一般廃棄物と一体化したものであっても、次のいずれかに該当するものは、分離せずに集積できる。 (1) 容易に分離できないもの。 (2) 排出時に分離できないことについて、やむを得ない事情、処分方法等から、分離が事実上困難な場合。	排出事業者が専ら搬入する（専ら）は、排出委託本般集積産業又は資源化混合されるものに先ず、この方法に係る限りは、
---	-----------	----------------------------	------------------------	---	---

<p>住居に併置する事業所又は福祉関係事務所から排出される事業系一般廃棄物（横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第9条の要件を満たし、同規則第10条に定める届出を行った事業所に限る。）</p>	<p>3(4)イ(ア) a 行政回収の分別の区分に準ずる。</p>	<p>住居に併置する事業所は、3(4)イ(ア) a 行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所に排出。福祉関係事務所は指定された場所に排出。</p>	<p>3(4)イ(ア) a 行政回収の排出方法に準じ、かつ排出時の透明又は半透明の袋に事業所名を明記し、事と表示する。</p>	<p>3(4)イ(ア) a 行政回収の収集運搬方法に準ずる。</p>
--	-----------------------------------	---	---	------------------------------------

※7 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた紙、粘着物のついた紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニール、コート紙、ワックス加工紙、擦染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、タンポポ紙、防水加工紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

(ウ) その他

区分	排出方法	収集運搬方法
<p>動物の死体 （遺棄動物の死体に限る。）</p>	<p>—</p>	<p>適宜収集</p>
<p>不法投棄</p>	<p>—</p>	<p>適宜収集</p>
<p>横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成28年9月横浜市条例第45号）第6条第2項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出さ</p>	<p>排出者との取り決めによる。</p>	<p>排出者との取り決めによる。</p>

れた一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物（以下「いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物」という。）		
地域清掃、その他	随時排出	適宜収集

ウ 横浜市が収集しないごみ

区分	品目	排出方法
排出禁止物（条例第30条第1項関連）	<p>特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。）であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、FRP船、パーソナルコンピューター（3(4)イ(7)a(c)に該当するものを除く。）、消火器、大量の自転車、タイヤ（自動車、バイク）、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物（非飛散性のものは除く。）、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの</p>	メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理。
	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの</p>	<p>排出者自ら又は本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託し、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入。</p>

一時多量 ごみ	収集作業に支障を生じるもの	排出者自ら又は本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託し、市長の指定する施設に搬入。
------------	---------------	---

エ 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先（条例別表第1
関連）

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
長坂谷ストックヤード	緑区寺山町 745 番地の45
栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の1
神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1

オ 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設（条例第37条第1項及び同条第2項並びに別表第1
関連）

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
保土ヶ谷工場（※8）	保土ヶ谷区狩場町 355 番地
旭工場	旭区白根二丁目8番1号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
都筑工場	都筑区平台27番1号
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先
神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1

※8 一時休止中のため、災害時など緊急的な場合に限る。

カ 一般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。）。

(5) 処理・処分計画

ア 家庭ごみ

(7) 行政回収

区分	搬入先（中継施設は除く。）		処理方法
	施設名	所在地	
燃やすごみ、	鶴見工場（破	鶴見区末広町1丁目15	焼却

可燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）	砕物は鶴見資源化センター）	番地の1	
	保土ヶ谷工場（※8）	保土ヶ谷区狩場町 355番地	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
不燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て
スプレー缶、燃えないごみ	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町 355番地	
	旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町2丁目4番地の2	
	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町 443番地の1	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949番地の1	
	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て（※9）
乾電池	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949番地の1	資源化
プラスチック製容器包装	民間処理施設		
缶・びん・ペ	鶴見資源化セ	鶴見区末広町1丁目15	

リサイクルセンター		リサイクルセンター	番地の1		
		金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号		
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921番地の12		
小さな金属類		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1		
		金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号		
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921番地の12		
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949番地の1		
資源化可能な粗ごみ	再使用可能な家具類	栄リユース品ヤード	栄区上郷町 1,570番地の1	再使用	
		神明台リユース品ヤード	泉区池の谷 3,949番地の1		
	金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町 1,570番地の1	資源化	
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷 3,949番地の1		
	羽毛布団	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1		
		旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号		
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号		
	古紙		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
			都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
			神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949番地の1	
栄ストックヤード			栄区上郷町 1,570番地の1		

	民間処理施設		
古布	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化・再使用
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	
	栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の1	
小型家電	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	資源化
水銀式の体温計・血圧計・温度計	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	資源化

※9 燃えないごみのうち、上記施設に搬入しないものに限る。

(イ) 資源集団回収

品目	搬入先	処理方法
古紙類（新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック）、布類、金属類（アルミ缶・スチール缶（食料用・飲料用））、びん類	民間処理施設	資源化・再使用

イ 事業系ごみ

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
資源化可能な古紙	専ら物（古紙を扱う場合に限る。）の処分を業として行う者の施設		資源化
資源化可能な古紙	専ら物（古紙を除く。）	当該専ら物の処分を業として行う者の施設	
	木くず、生ごみ（※10）	一般廃棄物処分業許可業者が運営する施設又はこの表の可燃性の廃棄物の搬入先	
	可燃性の廃棄物（別表	鶴見工場（破砕物は鶴見資	鶴見区末広町1丁目15番地の1

以外	に記載された廃棄物を除く。)	源化センター)		
		保土ヶ谷工場 (※8)	保土ヶ谷区狩場町 355番地	
		旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		都筑工場	都筑区平台27番1号	
	不燃性の廃棄物 (別表に記載された廃棄物を除く。)	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て
	混合物	一般廃棄物処分業許可業者が運営する施設 (混合物が一般廃棄物と産業廃棄物に分離される施設に限る。)		資源化

※10 資源化可能なものについては、一般廃棄物処分業許可業者が運営する施設での資源化を推奨する。

ウ 一時多量ごみ

区分	搬入先		処理方法	
	施設名	所在地		
資源化可能な古紙	専ら物 (古紙を扱う場合に限る。) の処分を業として行う者の施設		資源化	
資源化可能な古紙以外	専ら物 (古紙を除く。)	当該専ら物の処分を業として行う者の施設		
	可燃性の廃棄物 (別表に記載された廃棄物を除く。)	鶴見工場 (破砕物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
		保土ヶ谷工場 (※8)	保土ヶ谷区狩場町 355番地	
		旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		都筑工場	都筑区平台27番1号	

不燃性の廃棄物（ただし、本表の神明台ストックヤードに持ち込むもの及び別表に記載された廃棄物を除く。）	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て
蛍光灯及び電球、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、ペットボトル、小さな金属類（※11）	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	資源化
粗大ごみの規格（※12）に該当するもの	3(4)エに定める搬入先		焼却、埋立て及び資源化

※11 3(4)イ(ア) a (a) 2～7項参照

※12 3(4)イ(ア) a (a) 8項参照

エ その他

区分	搬入先（中継施設は除く。）		処理方法
	施設名	所在地	
動物の死体 （遺棄動物の死体に限る。）	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
不法投棄、いわゆる「ごみ屋敷」対策	缶・びん・ペットボトル	鶴見資源化センター	資源化
		金沢資源選別センター	
		緑資源選別センター	

例に規定された一般廃棄物、地域清掃、その他		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の12	
	小さな金属類（※13）	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目 15番地の1	
		金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7 番地の1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番 1号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の12	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番 地の1	
	粗大ごみの規格（※12）に該当する金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町 1,570 番 地の1	
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷 3,949 番 地の1	
	可燃性の廃棄物	鶴見工場（破砕物は鶴見資源化センター）	鶴見区末広町1丁目 15番地の1	焼却
		旭工場	旭区白根二丁目8番 1号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目7 番地の1	
		都筑工場	都筑区平台27番1号	
	不燃性の廃棄物	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1 及び4番の1地先	埋立て

※13 3(4)イ(7) a (a) 7 項参照

4 し尿等処理実施計画

(1) 処理計画量

し尿・浄化槽等汚泥 (単位：キロリットル)	
処理量	34,369
し尿	7,086
浄化槽等汚泥	27,283

(2) 主な事業内容

ア し尿処理総務

(7) し尿処理総務管理等

下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行う。また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を行う。

(イ) 公衆トイレ維持管理

市内公衆トイレの清掃や維持管理を行う。

イ し尿処理施設

(7) 礫子検認所等

市内でくみ取りしたし尿及び浄化槽等汚泥について、礫子検認所で前処理をした後、水再生センターへ圧送する。また、施設の管理・運營業務を委託により実施する。

(イ) 災害対策用トイレ整備事業

地域防災拠点への災害時下水直結式仮設トイレ（災害用ハマッコトイレ）の整備を進める。また、トイレパックの備蓄など、家庭での取組について啓発を行う。

(ウ) 公衆トイレ整備事業

公衆トイレに残る和式便器の洋式化を順次進めるほか、戸塚駅東口公衆トイレについては、バリアフリー化を目的とした全面リニューアル工事を実施する。また、保土ヶ谷駅前公衆トイレについては、再整備に向け新築工事の設計及び既存建物の解体を行う。

(3) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 排出の区分と収集・運搬方法

区分	収集方法
し尿	一般収集：おおむね月2回収集。
	臨時収集：申請により収集。（※14）
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集。

※14 臨時収集については、事業活動等に伴い設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する（手数料の徴収有）。

ウ 一般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。）。

(4) 処理・処分計画

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
し尿 浄化槽等汚泥	磯子検認所	磯子区新磯子町 38番地	下水道施設による 処理

別表

区分	品目
可燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定家庭用機器廃棄物 ・ 焼却不適物（液体、大量の粉末、直径20センチメートル以上又は長さ50センチメートル以上のもの（破砕機を使用する場合は長さ300センチメートル以上のもの。）、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第300号）第2条に規定するもの。）又は動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの。）
不燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCBが付着又は混入しているもの ・ 油分が付着又は混入しているもの ・ 水中に投じて油膜が生じるもの ・ 水中に投じて浮遊するもの ・ 毒物・劇物 ・ 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの ・ 中空であるもの ・ 概ね30センチメートルを超えるもの

令和4年度横浜市一般廃棄物処理実施計画(案)の概要について

1 計画の概要

(1) 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

(2) 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) ごみ処理実施計画

処理計画量 ごみと資源の総量：約 118.3 万トン

2 令和4年度資源循環局の取組の基本的な考え方

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、ごみ処理をしっかりと継続し、安全安心な市民生活と事業活動を支えています。

(2) SDGsの達成や脱炭素社会の実現に向け、世界的な課題であるプラスチック対策や食品ロス削減などに取り組んでいます。

さらに、超高齢社会の進展、大規模災害、施設の老朽化等にもしっかりと対応していくため、「横浜G30プラン」「ヨコハマ3R夢プラン」に続く、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定を進めます。

(3) 2050年「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて、ごみ処理に伴い排出する温室効果ガスの削減を進めていきます。また、ごみ焼却工場における「環境にやさしいエネルギー」を最大限創出し、市内での活用を進めます。

3 取組のポイント

(1) 安定したごみ処理

- ① コロナ禍にあっても、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、ごみの収集・運搬・処理・処分を確実に実施します。
- ② 高齢化が進む中、ふれあい収集や粗大ごみ持ち出し収集等を着実に実施します。

(2) 保土ヶ谷工場の再整備と将来を見据えた施設整備

- ① ごみ処理を安定的に継続するため、休止中の保土ヶ谷工場の再整備に着手します。
- ② 将来を見据え、老朽化した廃棄物処理施設の整備に向けた検討を進めます。

(3) 廃棄物分野における脱炭素化の推進

- ① 「環境にやさしいエネルギー(電気)」を市内事業者や公共施設へ供給し、市域の脱炭素化を推進します。
- ② ごみの焼却に伴い排出するCO₂を分離・回収し利用する実証試験を開始するとともに、ごみの焼却に伴う熱エネルギーの新たな活用に向けた技術検討を進めます。
- ③ 令和4年4月に施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、プラスチック対策をさらに推進します。

4 主な推進施策

(1) 安定したごみ処理と3Rの推進

- ・家庭ごみの収集運搬
- ・家庭ごみのリサイクル
- ・ごみ焼却工場・最終処分場の安定稼働
- ・環境学習・広報啓発の推進

(2) 保土ヶ谷工場の再整備

(3) 将来を見据えたごみ処理施設の整備と環境にやさしいエネルギーの創出・活用

- ・鶴見工場長寿命化対策工事
- ・資源選別施設の再整備に向けた調査・検討
- ・港南事務所の移転に伴う再生可能エネルギーの導入
- ・「環境にやさしいエネルギー」の地産地消
- ・ごみ焼却工場の排ガスからCO₂を分離・回収・利用

(4) プラスチック対策の推進

- ・プラスチックごみ削減に向けた広報啓発
- ・プラスチックリサイクルの推進

(5) 食品ロスの削減

- ・広報啓発の推進、イベント等の開催
- ・生ごみ減量化の取組(土壌混合法の普及)
- ・事業者から出される食品ロス等の削減

(6) まちの美化の推進

- ・喫煙禁止地区・歩きたばこ防止
- ・公衆トイレの整備と管理、災害時のトイレ対策
- ・清潔できれいなまちづくり

(7) その他

- ・廃棄物分野における国際協力
- ・PCB廃棄物の処理

ごみ焼却工場の排ガスから CO₂ を分離・回収、利用 ～「Zero Carbon Yokohama」の実現～

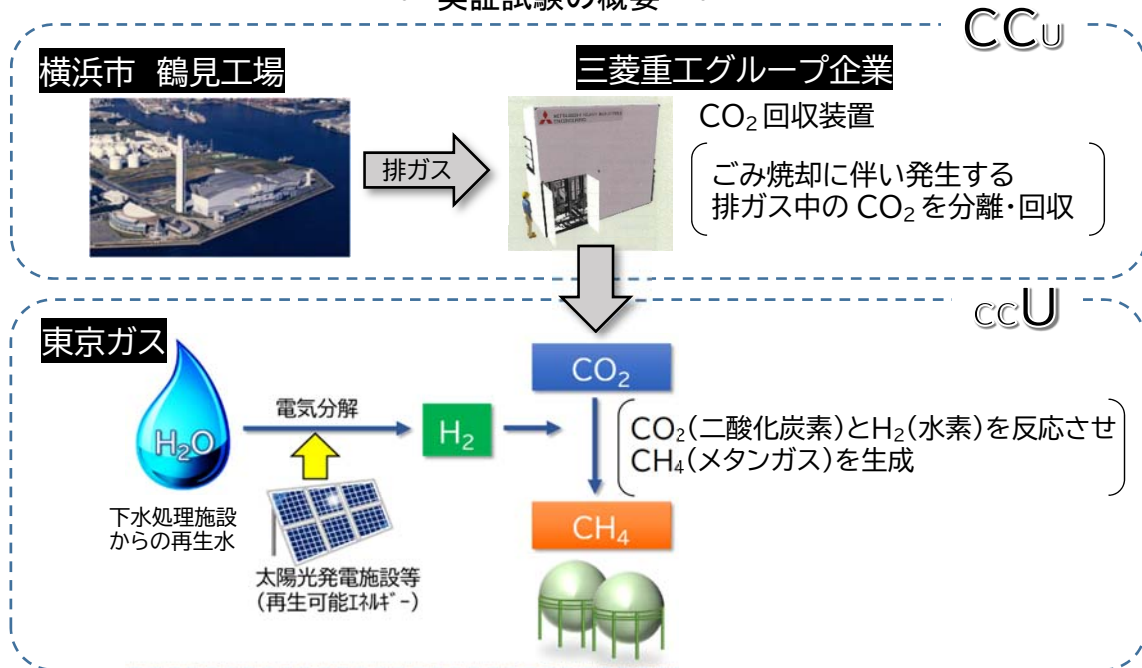
横浜市は、三菱重工グループ企業^{※1}、東京ガス株式会社と共同で、ごみ焼却工場の排ガス中に含まれる二酸化炭素（以下「CO₂」）を分離・回収し、CO₂ を資源として利活用する技術（以下「CCU^{※2}」）の確立に向けた実証試験を開始しました。

この分離・回収した CO₂ を資源として循環利用する CCU は、脱炭素化の革新的技術です。

※1 三菱重工エンジニアリング株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

※2 Carbon dioxide Capture and Utilization（二酸化炭素の分離・回収、利用）の略

～ 実証試験の概要 ～



本実証試験を行う鶴見区の末広地区は、京浜工業地帯臨海部に位置していることから、様々な企業や研究開発拠点が集積しています。そこで、資源としての CO₂ の利活用やごみ焼却熱の地域利用など、ごみ焼却工場を中心とするエネルギーの循環利用を公民連携で行い、「Zero Carbon Yokohama」の実現に貢献していきます。

～ 鶴見区末広地区の事業イメージ ～

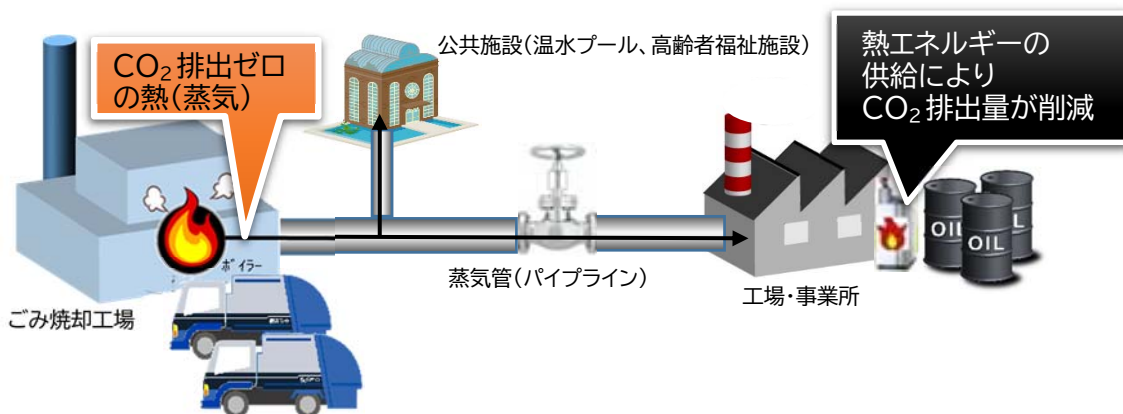


「環境にやさしいエネルギー（熱）」の地産地消 ～「Zero Carbon Yokohama」の実現～

ごみ焼却工場では、ごみの焼却に伴い発生する蒸気を熱エネルギーとして利用し、温水プールなどに活用しています。この蒸気はCO₂を排出しないクリーンな熱エネルギーであることから、CO₂排出量の削減が期待できます。

特に鶴見工場がある末広地区には、事業活動で大量の熱を必要とする工場・事業所が多数立地していることから、事業者と連携して熱エネルギーの地域利用を検討していきます。

～ ごみ焼却「熱エネルギー」の地域活用イメージ ～



「環境にやさしいエネルギー（電気）」の地産地消 ～「Zero Carbon Yokohama」の実現～

ごみ焼却工場で発電した電気の一部を市庁舎や下水処理施設に供給しています。さらに、令和3年11月には、小売電気事業者と連携し、CO₂排出ゼロの電気を市内事業者に限定して供給する「はまっこ電気」の取組を開始しました。

また、CO₂排出ゼロの電気を区庁舎などで活用するほか、今後は様々な公共施設・公共インフラへの拡大を検討するなど、「Zero Carbon Yokohama」の実現に貢献していきます。

～ エネルギー地産地消のスキーム ～



諮問を受けて設置した小委員会における検討状況について

1 経緯

- ・令和3年12月20日 SDG sの達成・脱炭素社会の実現に向けた廃棄物施策について諮問。
- ・小委員会を設置することとし、大迫委員長が3名を委員に指名。
＜小委員会委員（氏名五十音順）＞
大迫 政浩 委員長／小野田 弘士 委員／崎田 裕子 委員／篠木 幹子 委員
- ・令和4年1月21日、第1回小委員会開催
- ・令和4年3月7日、第2回小委員会開催

2 第1回小委員会

プラスチック対策や食品ロスの削減、将来を見据えた施設整備など、重点的に取り組む必要がある項目に絞って議論することを決定するとともに、今後の進め方を御議論いただきました。

(1) 総論関係

- ア SDG sの達成や脱炭素社会の実現は重要なテーマと考える。
- イ 新たな計画ではコンセプトを明確に打ち出し、計画のイメージやメッセージが広く共有されることが望ましい。
- ウ 事業者や市民団体が自ら進んで取組を始める際に、関係者同士を結び付けていくなど、コーディネートすることが、今後、行政の役割として求められるのではないかと。
- エ 2050年カーボンニュートラルの達成をゴールに掲げ、それを実現するための施策を検討していく「バックキャスト」の考え方で計画策定を進めてはどうか。

(2) プラスチック対策

プラスチックのライフサイクル全体を捉えて、事業者の皆様と連携していくことが重要である。

(3) 食品ロス削減

家庭から排出される食品ロスの削減について、単に働きかけを進めるだけではなく、各家庭で食品ロスの量を計量して実態を把握していただくなどの実証実験の実施も検討してはどうか。

(4) 将来を見据えた施設整備

- ア 廃棄物を適正に処理することだけでなく、防災や環境学習など多様な機能を備えることで、地域の方々に身近な施設となるよう検討してはどうか。
- イ ごみ焼却工場の排ガスから分離・回収した二酸化炭素を都市ガスの原料となるメタンに変換するメタネーション技術のような挑戦的な取組を、今後も進めていただきたい。

(5) その他

- ア 事業者やNPOなど、様々な組織との連携を広げていくべき。
- イ 東京2020大会で培った資源循環のノウハウを、市内大規模イベントにも活用していただきたい。

3 第2回小委員会

脱炭素社会の実現に向けた社会の状況やプラスチック対策について御議論いただきました。

(1) 脱炭素社会の実現に向けた社会の状況

- ア 2030年温室効果ガス50%削減という市の目標は、国の目標である46%を上回る野心的な数値であり、是非達成していただきたい。
- イ 2030年温室効果ガス50%削減に向けて、廃棄物部門からの排出削減に限らず、様々な分野との連携も進めていくべき。
- ウ 食品ロス削減も、脱炭素化に向けた取組の一つとして重要ではないか。
- エ 脱炭素化を議論する上で、焼却工場の施設整備は重要なテーマである。

(2) プラスチック対策

- ア 横浜G30プランのように、プラスチックごみ半減という目標を掲げ、事業者・市民・自治体それぞれの役割を明確にし、メッセージを発信していくことが重要ではないか。
- イ 事業者が消費者に効果的にメッセージを発することは重要だと思う。横浜から、プラスチックの分野で印象的なメッセージを発信してはどうか。
- ウ 行政は、メッセージや目標を掲げるとともに、事業者の先進的な取組が水平展開されるよう、仕組みづくりを進めていくことが求められている。
- エ 使い捨てプラスチックの削減や河川クリーンアップなど、市民・事業者との取組を進めていくとともに、製品プラスチックのリサイクルについても検討するなど、市民・事業者・行政が一体となってプラスチック対策に関わっていくことが重要である。
- オ プラスチック製容器包装の分別協力率について、分別できていない理由が個人の問題なのか、地域の特性なのか等を分析して、効果的に啓発していくことを考えてもよいのではないか。
- カ 脱炭素化に加えて、海洋汚染対策の観点でも、プラスチック対策に取り組んでいただきたい。
- キ 製品プラスチックのリサイクルはコストの面で実現が難しい部分もあると思うが、リサイクル事業者と協力して課題を解決する等、チャレンジしていただきたい。

4 今後の予定

会議	御議論いただくテーマ
第3回 小委員会	・脱炭素社会の実現に向けた取組 (焼却工場における脱炭素化の取組)
第4回 小委員会	
第5回 小委員会	・答申案の確認
審議会	・答申案の確認

※ 8月頃に答申をいただきたいと考えています。

我が国のプラスチック対策について

■背景（プラスチックの資源循環を推進する重要性の高まり）

➤ 天然資源の有効利用

プラスチックの原料である石油は、枯渇性資源である。

➤ 海洋プラスチックごみ問題

世界全体で年間数百万トンものプラスチックごみが陸上から海洋へ流出していると推計されており、このままでは 2050 年までに魚の重量を上回る量のプラスチックごみが海洋を占めると予測されている。



➤ 気候変動問題

プラスチックは石油資源を原料として製造されるため、焼却すると温室効果ガスが多く排出される。

■国の主なプラスチック対策（遍歴）

令和元年
5月

プラスチック資源循環戦略

資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を公表。

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2019年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、日本は2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、首脳間で共有。

令和2年
7月

レジ袋有料化義務化

プラスチック製買物袋を有料化し、過剰な使用の抑制や、他素材への転換を図る。

10月

「2050年カーボンニュートラル」を宣言

菅首相、所信表明で「2050年に温室効果ガス排出ゼロ」を宣言。

令和3年
1月

今後のプラスチック資源循環施策のあり方について

【環境省・中央環境審議会】【経済産業・産業構造審議会】関係部会が、環境大臣に対し、

①リデュースの徹底 ②効果的・効率的で持続可能なリサイクル

③再生素材やバイオマスプラスチックなど代替素材の利用促進 ④分野横断的な促進策

といった、プラスチック資源循環施策について、

予算・制度的対応をはじめ総合的かつ速やかに検討・実施していくべきである、と意見具申。

バイオマスプラスチック導入ロードマップ

プラスチック資源循環戦略の実現に向け、3R+Renewableの基本原則に基づき、より持続可能性が高いバイオマスプラスチックへの転換を目指し策定。

6月

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じることを目的に制定。

※次頁に詳細

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチック製品の設計・製造、販売、回収・リサイクルまでのあらゆる段階における資源循環の取組を進める

① 設計・製造段階



プラ製品の設計を環境配慮型に転換

製造・販売事業者等が務めるべき環境配慮設計の指針を策定し、適合した設計を国が認定

② 販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

小売業者や飲食店などでワンウェイプラスチックの排出抑制の対策を実施

③ 排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

市区町村の分別収集・再商品化、製造・販売事業者等による自主回収、排出事業者の排出抑制・再資源化

取組事例

① 設計・製造段階

製造・販売事業者に対し、

- ・ リデュースにつながる製品(=詰め替えボトルなど)
- ・ 代替素材を使った製品(=プラスチックに替わるものや、100%リサイクル素材など)
- ・ リサイクルしやすい製品(=解体しやすい設計など) の製造といった取組が、求められる。

② 販売・提供段階

ストローやスプーンなどのワンウェイプラスチック 12 品目を多量に提供する事業者に対し、プラスチックの排出抑制や再資源化の取組を進めることが義務付けられる。

対象の業種と品目		事業者が取り組むべき対策※	
事業者	製品 (12 品目)	提供方法	製品の工夫
百貨店、スーパー、コンビニ、飲食店など	フォーク	有料化 断った場合にポイント還元 繰り返し使える製品を提供 消費者への意思確認 回収し再利用	軽量化や代替素材への切替え等
	スプーン		
	ナイフ		
	マドラー		
	ストロー		
ホテルなど	ヘアブラシ	軽量化や代替素材への切替え等	
	クシ		
	剃刀		
	歯ブラシ		
クリーニング店など	シャワーキャップ	軽量化や代替素材への切替え等	
	ハンガー		
	衣類用カバー		

③ 排出・回収・リサイクル段階

家庭から排出されるプラスチックのうち、リサイクルしている弁当容器や菓子袋などの容器包装に加えて、歯ブラシやスプーン、文具やおもちゃなど、現在焼却しているものもリサイクルするなど、プラスチックリサイクルの拡大を検討していくことが求められる。

		現状	新制度
プラスチックごみ	プラスチック製容器包装 弁当容器、菓子袋 など	分別 : プラスチック製容器包装 処理 : リサイクル (マテリアル・ケミカル)	プラスチック資源として一括回収 分別 : プラスチック資源(仮) 処理 : リサイクル (マテリアル・ケミカル)
	製品プラスチック 文具、おもちゃ など	分別 : 家庭ごみ 処理 : 焼却処分 (サーマルリサイクル)	

保土ヶ谷工場の再整備について

保土ヶ谷工場の再整備における視点

ごみ焼却工場は、市民生活や事業活動を支える重要な公共インフラです。横浜市のごみ処理を将来にわたり安定して継続させていくため、現在休止中の保土ヶ谷工場の再整備を行います。再整備にあたっては、安全で安定したごみの焼却をはじめ、自然災害への対応や、脱炭素社会の実現のため、次の3つの視点で進めていきます。

1. 安全で安定したごみ処理を行う焼却工場

2. 地域に根ざした焼却工場

3. 脱炭素社会の一翼を担う焼却工場



保土ヶ谷工場 (昭和55年竣工)

◆整備スケジュール (予定)

令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
基本設計	事業者公募・選定	建設 (詳細設計・施工)					
中継輸送施設整備 (詳細設計・施工)							

現在休止中の保土ヶ谷工場は、燃やすごみの中継輸送施設として運用しており、中継輸送機能を確保しながら、再整備を進めます。

1 安全で安定したごみ処理を行う焼却工場

(1) 処理能力

1,200トン/日 (これまでの保土ヶ谷工場と同等)



(2) 環境保全対策

排ガスや排水の処理に高性能な設備を導入し、しっかりとした環境保全対策を講じます。

(3) 施設の強靱化

大規模災害にも耐えうる施設とし、長期間にわたる停電や断水などの非常事態発生時においても、ごみの焼却を行います。

2 地域に根ざした焼却工場

(1) 大規模災害への備え

災害による長期間の停電発生時において、ごみの焼却で得られる電気を活用するなど、地域の皆様の安全安心につながる方策を検討します。

(2) 環境学習の拠点

子どもから大人まで、環境について広く楽しく学べるよう、市民の環境学習の拠点となる施設にします。

(3) 熱の有効活用

ごみの焼却により発生した熱について、市民サービスの向上に資するよう有効活用します。



環境学習イベントの様子



環境学習設備 (イメージ)

3 脱炭素社会の一翼を担う焼却工場

(1) 創エネルギー ~環境にやさしいエネルギー*の創出~

高効率な発電設備の導入やごみの性状に合わせた最適な運転管理により、環境にやさしいエネルギーを最大限創出します。

(2) 活エネルギー ~創出したエネルギーの活用~

焼却工場で創出した環境にやさしいエネルギーを市域で活用することで、脱炭素社会の実現と市内経済の活性化につなげます。

(3) 蓄エネルギー ~創出したエネルギーの蓄え~

エネルギーをより効果的に使用できるよう、蓄電池設備の導入を検討します。災害時には、蓄えた電気を非常用電力として活用します。

※焼却工場で作られる電気は、石炭などの化石燃料を使用しない「環境にやさしいエネルギー」です。